

技術職員名簿

経過措置期間中(H28.6.1~R3.6.30)のみ認められるコード  
この資格では、いずれ解体工事はできなくなる。  
(講習受講や1年経験があってもダメ!)

項番 3 5  
数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		豊後 花子	昭和 56 年 7 月 6 日	34	8 2 0 1 1 1 3	2 2 9	2	2 1 B	2		0	
2		豊後 四郎	昭和 50 年 11 月 1 日	40	8 2 0 1 1 1 3	1 0 5	1	1 1 3	1		4	
3		高崎 三郎	昭和 47 年 9 月 6 日	43	8 2 2 9	0 0 2	2				0	
4		高崎 次郎	昭和 45 年 12 月 12 日	45	8 2 2 9	2 2 1	2				6	
5		豊後 三郎	昭和 44 年 10 月 18 日	46	8 2 0 5 2 1 4	2 2 9	2	2 1 4	2			
6		高崎 一郎	昭和 43 年 11 月 11 日	47	8 2 0 1 1 1 3	1 2 9	1	1 1 C	1			
7		豊後 一郎	昭和 26 年 7 月 31 日	64	8 2 0 1 2 1 2	2 2 9	2	1 1 C	2			
11		年 月 日	年 月 日	8 2								
12		年 月 日	年 月 日	8 2								
13		年 月 日	年 月 日	8 2								
14		年 月 日	年 月 日	8 2								
15		年 月 日	年 月 日	8 2								
16		年 月 日	年 月 日	8 2								
17	※アルファベットを含む経過措置用の資格コードは、R3年6月30日まで使用できる。											
18		年 月 日	年 月 日	8 2								
19		年 月 日	年 月 日	8 2								
20		年 月 日	年 月 日	8 2								
21		年 月 日	年 月 日	8 2								
22		年 月 日	年 月 日	8 2								
23		年 月 日	年 月 日	8 2								
24		年 月 日	年 月 日	8 2								
25		年 月 日	年 月 日	8 2								
26		年 月 日	年 月 日	8 2								
27		年 月 日	年 月 日	8 2								
28		年 月 日	年 月 日	8 2								
29		年 月 日	年 月 日	8 2								
30		年 月 日	年 月 日	8 2								

H28.5.31までに実務経験が10年以上、うち「解体」の経験が10年以上あれば「とび」「解体」の両方に加点。  
「実務経験証明書」は、経審では、その証明書のみ提出でよく、契約書類、施工証明等の写しを添付する必要はない(従来同様)。

平成27年度以前の合格者で国の講習受講又は1年以上の実務経験がない場合のコード  
※経過措置期間中のみこのままで解体工事の技術者とみなされる。  
平成27年度以前の合格者で解体「29」の有資格区分コードが「113」の場合、講習受講証写し又は実務経験証明書の提出が必要  
なお、平成28年度以降の合格者は、当初から「113」が記入できる。

平成27年度以前の「二級土木」の合格者だが、登録解体工事講習を受講し、「21D」ではなく、「214」を記入

既存のとび・土工事業の技術者(H28.5.31までにとび・土工の技術者に該当する者)が解体工事の監理技術者等となることから、講習受講欄も、該当ありの「1」を記入